

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月27日から26年4月28日まで
② 昭和26年11月14日から27年7月30日まで
③ 昭和27年12月7日から32年11月1日まで

社会保険事務所（当時）に申立期間の厚生年金保険加入状況について照会したところ、当該期間については脱退手当金が支給された記録になっている旨の回答をもらったが、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和33年11月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 7 月 1 日から 24 年 6 月 1 日まで
申立期間については、A社（現在は、B社。）に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保有する人事記録により、申立人が昭和 23 年 8 月 1 日からA社に勤務していたことは認められる。

しかし、複数の同僚は、「当時、すぐ辞める者が多かった。社員になっても辞める者もいたので、一般的には、入社から 1 年ほど経ってから厚生年金保険に加入させていたと記憶している。」と供述している。

また、社史に記載されている当時の従業員について、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を確認したところ、複数の者に、入社日と資格取得日が一致していない事情が確認できることから、当時のA社では、資格取得の基準は定かではないが、入社からある程度の期間が経過した後に資格取得させていた状況がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険整理番号は順番に払い出されており欠番も無く、申立期間に申立人に係る資格取得届が提出された形跡は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。